

舞鶴市都市計画マスター プランの概要

目指すべき
都市像

東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴

まちづくりの基本方針

基本の方針	①適切な市街地規模の設定と利便性の高いまちづくり ②港や東西の個性ある市街地などの固有の資源を活用し、魅力的で活力あるまちづくり ③災害に強く、安心・安全に暮らすことができるまちづくり ④地域の特性に応じた快適で暮らしやすいまちづくり ⑤豊かな自然を大切にし、環境に優しいまちづくり
土地利用の方針	現在の土地利用や建物の立地状況から市域を6種類に分け、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進めます。 ◆まちなか賑わいゾーン ◆ゆとり居住環境ゾーン ◆臨海産業交流ゾーン ◆内陸産業振興ゾーン ◆自然環境と暮らしの調和ゾーン ◆自然観光体験ゾーン
都市施設の整備の方針	主な都市施設の整備方針と都市施設を整備するうえで特に配慮すべき方針を定めています。 ◆道路・交通体系 ◆公園緑地等 ◆下水道・河川等 ◆港湾 ◆都市防災 ◆都市環境の形成及び自然環境の保全 ◆都市施設の適切な維持管理と長寿命化の推進

地域別のまちづくり方針

大浦地域	◆大浦半島の美しい自然と地域産業力を活かした交流と定住のふるさとづくり
東地域	◆まちなかの利便性や赤れんが・港を活かした活力と賑わいの創出 ◆ゆとりある快適で暮らしやすい居住環境づくり
西地域	◆港や城下町の歴史的資産を活かした活力と賑わいの創出 ◆ゆとりある快適で暮らしやすい居住環境づくり
加佐地域	◆由良川流域の自然豊かな地域資源を活かした交流と定住のふるさとづくり

地域の高さを再確認 海拔マップを作製

市では、甚大な津波被害を被つた東日本大震災の教訓を踏まえて、市民の皆さんに地域の海拔を認識し、津波対策の一助としていた「海拔マップ(A1判8つ折り)」を作製しました。同マップは、「舞鶴市全体図」と東・西市街地や外海沿岸の地域(東・西神崎、瀬崎、三浜・小橋、野原、成生、田井、水ヶ浦)を拡大した「拡大図」の2種類。海拔に応じて3種類(0メートル以上、5メートル未満=赤色、5メートル以上、10メートル未満=黄色、10メートル以上、20メートル未満=緑色)に色分けして表示しています。

市営西舞鶴駅駐車場 駐車規制

遊歩道・市道海舞鶴線の延伸工事(府道小倉西舞鶴線大内陸橋下~市営西舞鶴駅駐車場)に伴い、市営西舞鶴駅駐車場内的一部区域を終日規制します。規制区域にはバリケードを設置。期間などは次のとおり。

◆規制期間 5月7日(月)~18日(金)。ただし、5月12日(土)と13日(日)は除く。

◆規制区域 ◆5月7日~11日(金)…142台のうち北側の51台分 ◆5月14日(月)~18日…142台のうち南側の82台分。

◆その他 期間中バスの駐車は不可。駐車場からJR西舞鶴駅の通路は通行可。

◆問い合わせ先 土木課(☎66・1049)

市では、今後の都市計画に関する基本方針となる「舞鶴市都市計画マスター プラン」(平成24~33年度)を策定しました。計画では、「東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴」を目指すべき都市像とし、5つのまちづくりの基本の方針を示しています。計画の策定にあたっては、市パブリック・コメント制度(市民意見提出制度)により意見を寄せられた意見は、意見の趣旨が既に案に盛り込まれているものが3件、市の

結果、2人から6件の提出がありました(募集期間は2月1日~24日)。寄せられた意見は、意見の趣旨が既に案に盛り込まれているものが3件、市の

結果は、都市計画課、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東西図書館で閲覧できます。詳しくは、同課(☎66・1048)へ。

安心・安全に暮らせるまちへ

計画の内容や市パブリック・コメント制度の結果は、都市計画課、情報公

考の方を説明し、ご理解いただきました。計画の概要は左図のとおり。

◆パブリック・コメント手続

◆閲覧できます

民生委員・児童委員

気軽にご相談ください

日々の生活の中で、困ったことや心配なことがあるときには、地域の民生委員・児童委員へ気軽にご相談を。地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、保健福祉企画課まで連絡を。主な活動内容は次のとおり。

◆主任児童委員の活動 ◆学校や児童相談所など関係機関と連携し、いじめ・不登校問題の相談や児童虐待の早期発見・対応 ◆民生委員・児童委員と連携し、問題を抱える児童・家庭などへの相談援助

詳しく述べる場合は、民生児童委員連盟事務局(保健福祉企画課内、☎66・1011)へ。

詳しく述べる場合は、民生児童委員連盟事務局(保健福祉企画課内、☎66・1011)へ。